公安審は、同年３月９日、同月21日から６か月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨（一部の使用が禁止される建物につき令和７年９月決定から１施設が縮減された。）、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和８年３月決定」という。令和８年３月決定は、同月19日官報公示され、処分の期間は同月21日から同年９月20日までである。）。

イ　本件一部不報告状況等

令和８年１月請求後、「Aleph」は、同年２月15日付け「報告書」及び同年５月14日付け「報告書」を提出したものの、これらの「報告書」においても、少なくとも、要報告事項である後記㋐ないし㋖について殊更報告せず、従前同様、要報告事項の一部の不報告に及んでいる（以下、これらをまとめて「本件一部不報告」という。）。

㋐　役職員に関する不報告

麻原の二男である松本𩷶暉（以下「麻原の二男」という。）及び麻原の妻である松本明香里（以下「麻原の妻」という。）について報告していない。

なお、麻原の二男及び麻原の妻が「Aleph」の役職員であると認められる理由は以下のとおりである。

ａ　「役職員」の意義

「役職員」とは、「役員」及び「職員」の総称であり、団体の事務に従事する者を指し、「役員」とは、このうち団体の意思決定に関与し得る者をいう（法第５条第１項第３号）と明記されているとおり、「意思決定に関与し得る」と言えればそれで足り、実際に意思決定に関与した回数、程度等は問わないものと解される。「役員」が要報告事項とされる趣旨は、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度や団体の活動状況を明らかにするためには、団体の活動を支える主要な要素の一つである人的要素についても明らかにする必要があるところ、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体の役員が、当該団体の保有する理念やその活動方針を左右する意思決定に関与し得る立場にある者であることから、その人定事項を知ることが必要不可欠であるためであると解される（治安制度研究会編著「オウム真理教の実態と「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の解説」68ページ）。そして、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体について、その理念や活動方針など当該団体の活動の方向性を左右する意思決定は一度の意思決定の機会でもなし得るのであるから、報告が求められる「役員」とは団体の意思決定に関与「し得る」立場にあれば足りるのであって、実際に意思決定に関与した回数、程度等を考慮して限定的に解することは、その趣旨と整合するものとは言えない（すなわち、団体の理念や活動方針など、当該団体の活動の方向性を左右する重要な意思決定には関与し得るものの、日常的な団体の活動に関する意思決定には関与していない（他の役員等に委ねている）者がいる場合に、法はこれを「役員」として報告することを予定していると考えられる。）。

ｂ　麻原の二男について

麻原の二男は、平成６年に出生後、平成８年には麻原から「後継者」として指名され、平成14年８月15日付け「報告書」までは団体の構成員として記載されていたものである。

その後、麻原の妻が、同年10月に和歌山刑務所を出所した際、同人の弁護士を通じて本団体に関わらない旨コメントを発表した後、麻原の親族は本団体の組織運営に関与しない体裁をとるようになり、「報告書」にもその氏名等が記載されなくなった。しかし、平成26年頃から、麻原の二男は、少なくとも１か月に１回程度開催するオンラインの方法による会議や「Aleph」の幹部構成員とのメール等により、「Aleph」を対外的に代表する「共同幹事」の指名や幹部構成員の位階剥奪を含む懲罰、「Aleph」の財産の支出基準の見直し、要報告事項をあえて不報告とすることを始め、「Aleph」の人事や経理を含む組織運営に関わる重要な意思決定に主導的な立場で関与したり、幹部構成員に対して説法を行ったりするほか、「Aleph」における重要な祭祀活動や機関誌の執筆等を行うようになった。

そのような中、麻原の二男は、前記会議等において、本団体内で「解脱へ導くことのできる霊的指導者」として麻原が自称していた「グル」を自称するようになり、「Aleph」の幹部構成員も麻原の二男を「グル」と呼称しているほか、麻原の二男の誕生日に合わせて「生誕祭」と称する行事が開催されたり、出家した構成員の祭壇に麻原の二男の写真が飾られたりしているなど、少なくとも「Aleph」の幹部構成員や一部の出家した構成員からは「Aleph」の指導者として認知されている。

さらに、麻原の二男が決定した、法で定められた要報告事項の不報告やオウム真理教犯罪被害者支援機構に支払うべき被害賠償金の不払等は、現在もその方針が維持されている。

以上の事実に照らせば、麻原の二男が、「Aleph」の事務に従事し、かつ、その意思決定に関与し得る者である「役員」に該当することは明らかであって、同人は、「Aleph」の役員と認められる。

ｃ　麻原の妻について

麻原の妻は、松本・地下鉄両サリン事件当時、麻原に次ぐ「正大師」という高位の位階にあり、当時の「オウム真理教」が敷いていた省庁制度において、「郵政省大臣」として、「オウム真理教」の教義の布教等の重要な業務を統括し、麻原の逮捕後は「オウム真理教」の「代表代行」として活動するなど、本団体の役員であったと認められる。

その後も、麻原の妻は、平成14年10月に和歌山刑務所を出所すると、本団体の人事に関し、自らの意向に沿わない幹部構成員を本団体の中枢から外すなど、実質的に本団体の人事上の重要な決定を行うほか、麻原の説法を教学させるために作成した教材の改訂を決定するなど、本団体の意思決定に関与し続け、平成26年には、反対派を排除しながら、麻原の二男を前記ｂのとおり「Aleph」の組織運営を主導する地位に就けることを画策し、これを完遂した。取り分け、観察処分を免れるなどの目的から麻原の影響力を払拭したかのように装う、いわゆる「麻原隠し」を志向していた幹部構成員を本団体の組織運営から遠ざけたり、麻原から後継者と指名された麻原の二男を「Aleph」の組織運営を主導する地位に就けたりしたことは、正に自身の意に沿う団体の活動を行うべく団体の活動方針を左右する重要な意思決定に関与したものと認められるところ、現在もなお「Aleph」は、同意思決定に基づいて、麻原への帰依を隠すことなく、また、麻原が指名した後継者である麻原の二男の主導の下で活動しているものである。

さらに、その後も、麻原の妻は、埼玉県越谷市西方所在の施設・通称「新越谷施設」（以下「新越谷施設」という。）において、少なくとも令和７年３月末頃まで「Aleph」の組織運営を主導する麻原の二男と同居し、身近でその生活及び前記ｂの団体の活動を補佐しながら、自らも、「Aleph」の幹部構成員に対して、他の構成員への対応方法に意見を述べてこれに従わせたり、「Aleph」の財産の支出について許可を求められてこれを与えたりするなど、その運営に関する重要な意思決定にも関与し続けた。